

学校教育相談の意義と課題に関する考察

A Consideration on Significance and Tasks of School Counseling.

高 賢 一
Kenichi TAKA

〈要旨〉

学校教育相談は、学校という場で行われることから、外部専門機関で行われるカウンセリングとは違った独自性があるといえよう。カウンセリングの基本といわれる「受容」「共感」「傾聴」などは、学校現場の教員にとっては有益な場合もあるが、むしろ足かせになることはないだろうか。カウンセリングは、一見癒しのイメージが強いが、本来クライエント（来談者）に対して厳しい面がある。学校教育相談は、学校という制約された場で行われることから、さらに厳しいものとなる。

従来の生徒指導であれ教育相談であれ、教師は子どもが乗り越えて成長するための壁になる必要がある。生徒指導の先生は厳しく、教育相談担当の先生は優しく温かいイメージが強いが、一人の教師の中で一本化されたものでなければ、真に子どもから信頼される教師にはなり得ないのではなかろうか。真の厳しさは、人生への洞察から生まれるものであり、温かさは、その上に立った子どもへの理解と愛情から生まれると思われる。

これまで、学校現場にカウンセリングの理論や技法がうまく定着しなかったのは、学校という場の特性をよく考慮しないで、カウンセリングをそのまま学校現場に導入しようとしたことが主な原因としてあげられる。本稿では、今一度学校教育相談の意義と課題を明らかにするとともに、学校教育相談の定着・推進の方策を模索する。

〈キーワード〉

学校教育相談の課題、カウンセリング、子どもを育てる学校教育相談

1 はじめに

学校教育相談の充実に関しては、これまでカウンセリングの理論や技術の活用、また、カウンセリング・マインドの必要性・重要性などが強調されてきた。こうした状況の中で、多くの教師がカウンセリングの理論や技法を学び、学校で活用しようとしてきた。しかし、そのような考え方に加えて教師や学校に戸惑いや混乱をもたらし、カウンセリングの理論や技法が学校ではあまり役立たないという意見すら出るようになった。

平成時代に入り、いじめを苦にした子どもの自殺が全国で多発し、深刻な教育問題・社会問題に発展すると、当時の文部省は、風通しの悪かった学校現場に外部専門家であるスクールカウンセラーを導入するなど、画期的な施策を打ち出した。加えて、学校における教育相談や教育相談体制の重要性・必要性を強調し、それを受けた都道府県教育委員会の強い指導もあり、それまでは学校教育相談に対して懐疑的な教員や管理職も、学校教育相談の必要性を受け

入れざるを得ない状況となった。

日本の未来を背負う大切な子どもたちが命を絶つことの深刻さを突き付けられた学校現場では、教育相談体制を充実させたり、校内研修会等を開催して、教職員がカウンセリング・マインドを身につけて子どもに関わるなどの教育実践活動を展開するようになった。こうした学校の自助努力やスクールカウンセラー制度の導入が功を奏したのか、いじめを苦にした子どもの自殺問題は改善されたかのようであった。

しかし、滋賀県大津市内で起きた、いじめを苦にした中学生の自殺問題は、学校現場に新たな問題を提起することになった。学校や教育委員会の隠ぺい体質が指摘され、学校や教育委員会に警察が踏み込むという異例の事態が発生することになった。前述のように、学校現場の涙ぐましい努力の積み重ねにもかかわらず、学校や教育委員会の体質が問われることになり、新たな取り組みが求められているように思われる。

2 学校教育相談の意義と限界

2-1 学校教育相談の意義

学校においては、教育相談以外に学習指導や進路指導など、さまざまな業務が教師の責任によって遂行されている。しかし、教師は決して万能ではないことを認識し、教師の手に負えない問題に対しては、専門機関に依頼したり、専門家の指導を受けながら生徒指導や教育相談にあたるのが望ましいといえよう。もちろん、学校では、教師が子どもの問題を発見しやすいことから、早期発見ができるというメリットもある。

学校では、いくら強制的に子どもを呼び出して面談ができるとはいえ、子どもの方から自発的に来談できるような雰囲気を学校の中に醸成しておく必要がある。そのためには、さまざまな場面をとらえて、できるだけ子どもとふれあいの機会を多く持ち、教師と子どもの信頼関係を構築しておく必要がある。学校教育相談は、生徒指導の一環として行われるものであるが、個別的な教育相談以外にも、さまざまな生徒指導の方法が考えられる。

教師は、学級や学校の規律維持者としての役割を果たしながら、同時に困難に直面している子どもの支援者（カウンセラー）という役割を演じなければならず、ここに学校教育相談の限界も見られる。大切なことは、学校にしかできない機能を十分見直し、それを全面的に活用することであり、子どもの人格発達や自己教育力の育成を支援する体制が必要である。一人一人の個性を生かし、自己実現に向かって人間的成長発達を促進するために学校教育相談が必要であり、その意義は極めて大きいといえよう。

したがって、今日の学校教育相談は、子どもの自立・発達を支援するという、教育相談の持つ積極的な機能が注目され、あらゆる教育活動に通じる機能として大きな役割を担っている。学校教育相談は、単なる特定の子どもの対象とした治療的な教育相談に終始するものではなく、学習指導や生徒指導、さらには進路指導など、あらゆる教育活動や機会を通して、すべての教師が子どもの自立や発達を支援することに大きな意義があると思われる。

2-2 学校教育相談の限界

学校においては、すべての教師が教育相談に取り組むことが重要であることは前述の通りである。しかし、学校における教育相談推進の中心的な役割を果たすのは、教育相談担当教師（以下教育相談係とする）や学級（ホームルーム）担任である。それぞれの立場の違いによる限界があり、このような限界を熟知することは極めて重要である。

第1は、教師の立場に関わる限界である。担任や教育相談係の人間性によっても異なるが、一般的に子どもは教師よりも友達や親を相談相手に選ぶことが多いということで

ある。教師は、子どもを評価する立場にあるという理由なのか、子どもは教師を敬遠する傾向があるということを含頭に入れておく必要がある。もちろん、教師が相談しやすい雰囲気づくりに努力することを忘れてはいけない。

第2は、家族に関わる時に生じる限界である。子どもの教育相談を進めていくうちに、たとえば子どもの父親と母親の夫婦関係の改善が必要であると判断しても、どこまで立ち入ることができるのかという問題がある。家庭の問題にまで介入しないと、なかなか解決の糸口が見いだせない場合がある。しかし、現実には家庭の問題にまで介入することは容易なことではない。

第3は、教育相談係が担任に関わる時に生じる限界である。たとえば、不登校の子どもを抱えて悩んでいる担任が、自分でこの問題を何とか解決しなければという責任感が強いが故に、かえって問題を悪化させてしまう場合がある。また、担任が教育相談係に強い不信感を持っていたり、両者の人間関係が良くない場合がある。いずれの場合でも、教育相談係は担任にどのように関わればいいのか悩んでしまうことになる。

第4は、教育相談係の資質による限界である。学校生活の中では、教育相談は生徒指導の一環として行われるものであるが、生徒指導は、集団に焦点を当て、集団から個の変容を目指している。教育相談は、個に焦点を当てて個の変容を目指している。したがって、個別指導や個性尊重の教育を行うためには、教育相談や生徒指導をどのように機能させるかが重要なポイントとなる。

第5は、教育相談係の業務に関わる限界である。教育相談係が子どもの教育相談にあたる場合、外部の専門機関に相談すべきか、学校教育の領域で支援や指導ができるのか、それを見極める必要がある。この判断を誤ると、子どもの状態をかえって悪化させてしまうことがある。もちろん、このような判断ミスを避けるために、専門家のスクールカウンセラーに相談したり、複数のメンバーで構成される教育相談委員会などで検討する必要がある。教育相談係は、決して万能ではないということ、つまり業務の限界を認識する必要がある。

3 カウンセリングを取り入れた学校教育相談

専門のカウンセラーでさえ、カウンセリングにおける受容、共感、自己一致の3条件を統合することは至難の技である。ましてや、それを学校教育相談に取り入れ、教師がそれを実践することは、いかに大変なことであるか想像できよう。大変な理由をあげるとともに、それでも教師として何ができるのか整理・検討してみたい。

1点目は、受容の難しさである。教師の仕事柄、子どもを受容するよりも、説教したり、指示や助言あるいは指導

してしまうことが多い。受容しているだけでは、子どもが動き出すかどうか不安で、何か積極的に働きかけないと落ち着かない、つまり待てないことが多いのである。保護者や他の教師あるいは管理職からの苦情や助言なども聞かなければならない。多忙な教師にとって、待つことは精神的に大変苦しいものである。現実問題として、対応する時間を制限しなければならないことが多いし、学校組織の一員としてどうしても受容できない一線というものもある。

2点目は、共感の難しさである。教師は、子どもが抱えている問題を必ずしも体験していないことがある。したがって、体験していないことは共感しにくいといえよう。実際に体験してみるに越したことはないが、それはなかなか難しいことである。しかしながら、子どもからできるだけ多くの情報を収集して、共感できるようなセンスを磨いておくことはできるはずである。また、僅かな経験でもそれを掘り下げていくことによって、子どもに共感できる部分が見つかるはずである。

3点目は、自己一致の難しさである。受容にしても、共感にしても、教師はカウンセラーよりも厳しい状況にあるといえるが、そういう状況のなかで自己一致することは難しいことである。教師としての自己、人間としての自己を一致させなければならないのである。教師ならば、程度の差はあっても、子どもの気持ちを尊重してやりたい、できるだけ支援をしてやりたいという気持ちはもっている。カウンセラーならば、そうした気持ちに素直にしたがって行動すればよい場合が多いが、教師は他の子どもへの影響や学級・学校全体の秩序のことを考えて躊躇してしまうことがある。

ここで、「教育相談を生かした学習指導」の実践例を取り上げてみたい。永井信孝⁽¹⁾は、青森県むつ市立K小学校において、「自己決定・自己存在感・人間的ふれあい」のある授業の実践を試み、その成果を発表している。実践報告書の中で、「児童にとって学校生活の大部分は授業であり、授業の中で、児童なりの自己実現がはかれるような教師の配慮があれば、児童にもたらす心理的影響は大きいと考えられる」と述べている。研究仮説として、「授業において、児童の発言をよく聴き、受け止め、生かし、応えるような教育相談的な配慮をすれば、教師と児童の信頼関係を高めることができる」を掲げている。

具体的な成果として、①児童と教師の信頼関係の上に立った授業や教育相談的な授業の展開に近づくことができた、②教育相談調査表の結果から、教師自身が、授業態度について子どもの目を通して評価することができた、③児童の発言にうなずいたり、繰り返したり、肯定的に受け止めることで、児童が自信を持って発言するようになった、④教育相談調査表を活用し、個々の児童に応じた助言や援助ができるようになった、⑤教えることが性急にならない

で、児童自身が自分の力で学ぼうとする態度を育てることの必要性が理解された、などをあげている。

このように、授業に教育相談の配慮をすると、子どもに変化が見られることから、事を改めて教育相談の実践に力まなくても、教師の創意と工夫により授業を通して自然に教育相談活動を行うことは十分可能であると思われる。柳原葉子⁽²⁾は、教育相談の手法や考え方、つまりカウンセリング・マインドを教科指導に取り入れることによる子どもや学級集団の変化について、説得力のある系統的な説明を行っている。

「カウンセリング・マインドによって教科指導を行う」

↓

「教師と子どもの間に温かな人間関係が生まれる」

↓

「その中で、子どもは情緒的・精神的に安定する」

↓

「自己存在感、自己価値観、自己拡大感をもつ」

↓

「生活意欲や学習意欲の自己向上エネルギーが発生する」

↓

「生活態度やパーソナリティ、学業成績等が向上する」

↓

「学級に受容的・支持的な雰囲気生まれる」

柳原は、教師が変われば学級集団も変わり、学級集団が変われば一人一人の子どもも変わるはずであり、また、教師が日々の教科指導において、常にカウンセリング・マインドをもって子どもに接することによって、このような一連の効果・可能性を期待できることを強調している。

4 学校教育相談の定着・推進に向けて

教育相談を学校に定着・推進させるためには、いくつかの課題が想定されるが、それを乗り越える必要があろう。

1点目は、学校における教育相談の位置づけを明確にすることである。これまで生徒指導と教育相談は対立するものとして受け止められがちであったが、学校における教育相談を充実・発展させるためには、生徒指導と教育相談の関係を明らかにすることが大切である。つまり、生徒指導の形態として集団指導と個別指導があげられるが、主として個別指導に大きな役割を果たすのが教育相談であり、教育相談は生徒指導の一環として行われるものであることを明確にしたい。また、学校における教育相談の特質と限界を踏まえた上で、その意義と役割を明らかにし、教育相談を通して生徒指導の目標を具現化する必要がある。

2点目は、学校における教育相談の組織化を図ることで

ある。筆者が住んでいる石川県においては、ほとんどの中学校、一部の小学校、教育困難校と言われる一部の高校にスクールカウンセラーが派遣されている。したがって、程度の差はあっても、学校における教育相談体制が整備され、不登校問題やいじめ問題等に対応している。これまで組織としての体はできていても、ほとんど機能していない学校もみられた。

3点目は、教育相談に対する学校の理解度を分析する必要がある。学校の教育方針が進路指導を重視しているのか、あるいは、子どもの実態の中で一番問題になっているのは非行問題なのか、それとも怠学問題なのか、中退問題なのか、不登校問題なのか、いじめ問題なのか、学校の中心になって実際に動いているのは学年部なのか、生徒指導部なのか、あるいは教務部なのか、生徒指導部の方針は補導的なのか、教育相談的なのか、教育相談の力量や関心のある教員が何人いて、その程度はどれくらいなのかなどについて分析しておく必要がある。

4点目は、学校全体の中に教育相談を受け入れる雰囲気を作ることである。近年、いじめ問題や不登校問題がクローズアップされたり、スクールカウンセラーが学校現場に導入されるようになって、ようやく学校教育相談の必要性や重要性が認識されるようになってきた。学校教育相談を推進する上で、「教育相談に対する教職員の共通理解を得る」ことが最も基本的かつ重要な要因であることについては、さまざまな先行研究や筆者の調査⁽³⁾からも明らかになっている。

5点目は、「教育相談委員会」の設置と機能強化である。それぞれの学校で抱える問題に応じて、「いじめ対策委員会」や「不登校対策委員会」等が設置されていることがある。本来、学校における教育相談の構想や計画・企画・運

営等については、教育相談部（課）が中心となって進めるものである。しかし、学校を取り巻く昨今の厳しい情勢の中で、学校全体で取り組む教育相談が必要になっていることから、管理職、教育相談部（課）、各学年主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭等をスタッフとした「教育相談委員会」の設置が望まれる。

6点目は、学校教育相談の理論と実践の統合を図ることである。しばしば「学校教育相談の理論化が遅れている」と指摘されるが、大学や専門機関からの借り物であった教育相談を、学校独自のものに構築していく必要がある。教育現場の経験がなくても、識者の理論は教育現場に多くの示唆を与えるが、ややもすると理念が先行し、実態にそぐわない場合もある。一方、教師の立場や教育現場の側から説かれたものは実態に即しており、より具体的で学校教育相談の核心にふれているが、感情に流され、客観性に欠ける場合が少なくない。したがって、識者の理論と教育現場の実践の統合が重要になってくる。

5 おわりに

今井五郎⁽⁴⁾は、「学校教育相談とは何かという命題に触れることを避けていたために、かえって受け止め方も多様になり、学校教育相談を学ぼうとする教師に多くの混乱を与えてきた。また、生徒指導のみならず、学習指導や進路指導など、他の指導においても教師のつまずきの傾向が示され、これまでの指導を見直す必要がある」と指摘している。学校教育相談は万能ではないが、決して子どもを甘やかすものではなく、子どもに迎合するものでもない。子どもの自立・発達を支援するものであり、今井の指摘のように、今日教育問題に多くの示唆を与えている。

【註】

1. 永井信孝編著『授業における教育相談的な配慮に関する実践的研究』（月刊生徒指導1月号，1989年）
2. 小林一也編著『新学校教育相談全集18教育相談』（ぎょうせい，1994年）
3. 高賢一著『公立高等学校における教育相談体制の推進に関する研究』（上越教育大学大学院修士論文，1996年）
4. 今井五郎編著『学校教育相談の実際』（学事出版，1986年）

【参考文献】

1. 大野精一著『学校教育相談の実際』（ほんの森出版，2006年）
2. 河合隼雄著『カウンセリングの実際問題』（誠信書房，1970年）
3. 中山巖編著『学校教育相談心理学』（北大路書房，2001年）
4. 高賢一著『教育相談を生かした学習指導の実践』（日本教育実践学会研究大会論文集，2002年）
5. 高賢一著『不登校の子どもへの関わり方に関する考察』（金沢星稜大学人間科学会編「人間科学研究第5巻第2号，2012年）